特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------|
| 25 | 予防接種事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

基本情報

特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

リスク対策

開示請求、問合せ

評価実施手続

(別添2) 変更箇所

基本情報

| 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|
| 事務の名称 | 予防接種事務 | | | |
| 事務の内容 | 予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務において、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、区民からの問い合わせの回答を行っている。なお、予防接種健康被害救済に関する事務については下記健康情報システム外で取り扱いしている。 | | | |
| 対象人数 | <選択肢> | | | |
| 2.特定個人情報ファイルを | を取り扱う事務において使用するシステム | | | |
| システム1 | | | | |
| システムの名称 | 健康情報システム | | | |
| システムの機能 | ・対象者抽出機能:予防接種対象者を抽出する。 ・予防接種入力機能:個人の予防接種の情報を入力する。 ・予防接種情報取込:予防接種のパンチデータを取込する。 ・予防接種照会:接種別や全接種の履歴を照会する。 ・予診票出力:転入者等の予診票を印刷する。 ・接種履歴票出力:個人の予防接種の接種履歴を印刷する | | | |
| | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム | | | |
| 他のシステムとの接続 | []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム | | | |
| 他のノステムとの一般に | [] 宛名システム等 [] 税務システム | | | |
| | []その他 () | | | |
| システム2 | | | | |
| システムの名称 | 団体内統合宛名システム | | | |
| システムの機能 | ·評価実施機関における住民基本台帳登録者及び住民基本台帳登録者以外の者の宛名項目(氏名·性別·生年月日·住所·個人番号等)の管理 ·各システムの宛名番号から団体内統合宛名番号を管理 ·符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ·中間サーバーとのデータ連携 | | | |
| | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム | | | |
| 他のシステムとの接続 | [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム | | | |
| | [] 宛名システム等 [] 税務システム | | | |
| | [] その他 (中間サーバー、各業務システム) | | | |

| システム3 | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|
| システムの名称 | 中間サーバー | | | | |
| システムの機能 | 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。符号管理機能情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に開いる個人の識別子である「符号」とを組付け、その情報を保管・管理する機能情報原会機能情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能既存システムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能既存システムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)、符号取得のために情報等について連携するための機能情報提供等三個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能セキュリティ管理機能セキュリティ管理機能セキュリティ管理機能である機能を対象のである機能を対象のである機能を対象を関する機能である機能を対象を関する機能を対象を関する機能を対象を関する機能を対象を関する機能である機能を対象を関する機能を対象を関する機能を対象を関する機能を対象を関する機能を持定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能システム管理機能バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 | | | | |
| 他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[]宛名システム等[]税務システム[]その他 () | | | | |
| システム4 | | | | | |
| システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS) | | | | |
| システムの機能 | ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | | | | |
| 他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()) | | | | |

| 3.特定個人情報ファイル名 | | | |
|---------------|---|--|--|
| 予防接種情報ファイル | | | |
| 4.個人番号の利用 | | | |
| 法令上の根拠 | ·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。 第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ·番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ·番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた「報提供・照会のみ) ·番号法第19条第6号(委託先への提供) | | |
| 5.情報提供ネットワークシ | ステムによる情報連携 | | |
| 実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 | | |
| 法令上の根拠 | [情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・番号法別条第8号 別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 [情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 | | |
| 6.評価実施機関における | 担当部署 | | |
| 部署 | 福祉保健部保健衛生担当保健予防課 | | |
| 所属長の役職名 | 保健予防課長 | | |

7.他の評価実施機関

特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 予防接種情報ファイル

| 予防接種情報ファイル | | | |
|------------|-------------|--|--|
| 2.基本 | 情報 | | |
| ファイル | レの種類 | <選択肢> | |
| 対象となる本人の数 | | (選択肢> 1) 1万人未満 10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象と | なる本人の範囲 | 本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者 | |
| | その必要性 | 予防接種法等関連法令において、個人の接種記録を管理する必要がある。 | |
| 記録さ | れる項目 | <選択肢> 「 50項目以上100項目未満] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 | |
| | 主な記録項目 | ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 | |
| | その妥当性 | 識別情報:対象者を正確に特定するため 連絡先等情報 (1)予診票等を発送する際、正確な住所、連絡先が必要なため (2)年齢要件によって異なる予防接種の対象を判断するため (3)死亡転出等を把握し、発送物の送付有無を判断するため 生活保護·社会福祉関係情報:自己負担金の判断のため 健康·医療関係情報:接種情報を管理するため 障害者福祉関係情報:高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種の対象要件に該当するか把握するため 旅券関係情報:新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付するため | |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | |
| 保有開 | 始日 | 平成27年10月1日 | |
| 事務担 | 当部署 | 福祉保健部保健衛生担当保健予防課 | |
| | | | |

| 3.特定個人情 | 青報の入手 ・1 | 使用 | |
|-----------------|-----------------|---|----|
| | | []本人又は本人の代理人 | |
| | | [] 評価実施機関内の他部署 (窓口課、税務課、生活福祉課) | |
| | | [] 行政機関·独立行政法人等 () | |
| 入手元 | | [] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村) | |
| | | []民間事業者 (| |
| | | []その他 () | |
| | | []紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ | IJ |
| | | []電子メール []専用線 []庁内連携システム | |
| 入手方法 | | []情報提供ネットワークシステム | |
| | | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証[]その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び)証明書交付センターシステム | |
| 使用目的 | | 接種対象者の接種要件等を把握する必要があるため | |
| | 使用部署 | 保健予防課、向島保健センター、本所保健センター | |
| 使用の主体 | 使用者数 | 選択肢 > 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 | |
| 使用方法 | | 対象者抽出事務:対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。予防接種情報取込:予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。転入者処理:転入者があった場合、対象者の年齢要件、過去の接種歴などから該当する予防接種予診票を印刷する。 < 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 > ・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のため特定個人情報を使用する。・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情質使用する。 | 種の |
| 情報の突合を | | ・4情報を確認して、対象となる予防接種内容を決める。【上記 】 ・4情報を確認して、接種済み対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の打 有無を管理する。【上記 、 】 ・区民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し、「する。【上記 】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、対象者の年齢要件などから該当する予防接種の予能を印刷する。【上記 】 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当区からの転出者について、当区での接種記録を他市区町村に提供するために、転出先市区町村個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。 | 回答 |
| 使用開始日 平成28年1月1日 | | | |

| 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | |
|---------------------|------------|---|--|--|
| 委託の有無 (| | [委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件 | | |
| 委託 | 事項1 | 健康情報システム運用管理業務 | | |
| 委詢 | 托内容 | 健康情報システムの運用管理、バッチ処理、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務 | | |
| 委詢 | £先における取扱者数 | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | |
| 委詢 | 托先名 | 日本コンピュータ株式会社 | | |
| 重 | 再委託の有無 | <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない | | |
| 再委託 | 再委託の許諾方法 | | | |
| | 再委託事項 | | | |
| 委託事項2 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | | |
| 委託内容 | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | | |
| 委託先における取扱者数 | | <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 | | |
| 委託先名 | | 株式会社ミラボ | | |
| 再 | 再委託の有無 | <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない | | |
| 再委託 | 再委託の許諾方法 | | | |
| | 再委託事項 | | | |

| 5.特定個人情報の提供・ | 移転(委託に伴うものを除く。) | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 提供・移転の有無 | []提供を行っている (3)件 []移転を行っている ()件 | | | | | |
| DEIX 194407 FI AM | []行っていない | | | | | |
| 提供先1 | 市区町村長 | | | | | |
| 法令上の根拠 | ·番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、115の2の項 ·番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 | | | | | |
| 提供先における用途 | 予防接種の実施に関する事務 | | | | | |
| 提供する情報 | 予防接種の記録に関する情報 | | | | | |
| 提供する情報の対象となる 本人の数 | < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | | | | |
| 提供する情報の対象となる 本人の範囲 | 本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者 | | | | | |
| | []情報提供ネットワークシステム []専用線 | | | | | |
| +B /++ ↑ :+ | []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | | | | | |
| 提供方法 | [] フラッシュメモリ [] 紙 | | | | | |
| | []その他 () | | | | | |
| | 照会を受けた都度 | | | | | |
| 時期·頻度 | 照会を受けた都度 | | | | | |
| 時期·頻度 提供先2 | 照会を受けた都度 都道府県知事 | | | | | |
| | | | | | | |
| 提供先2 | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 予防接種の記録に関する情報 <選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 予防接種の記録に関する情報 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる | 部道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 予防接種の記録に関する情報 - (選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の数 | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 ・ | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる | 都道府県知事 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 ・選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 | | | | | |
| 提供先2 法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の数 | 都道府県知事 | | | | | |

| 提供先3 | 市区町村長 | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 法令上の根拠 | 番号法第19条第16号 | | | | |
| 提供先における用途 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 | | | | |
| 提供する情報 | 市区町村コード及び転入者の個人番号 | | | | |
| 提供する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | | | | |
| 提供する情報の対象となる 本人の範囲 | 当区への転入者(転出元市区町村における接種記録の確認が必要である場合のみ) | | | | |
| | []情報提供ネットワークシステム []専用線 | | | | |
| 提供方法 | []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | | | | |
| DE INVITA | [] フラッシュメモリ [] 紙 | | | | |
| | [] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)) | | | | |
| 時期·頻度 | 当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度 | | | | |
| | | | | | |
| 移転先1 | | | | | |
| 移転先1 法令上の根拠 | | | | | |
| | | | | | |
| 法令上の根拠 | | | | | |
| 法令上の根拠 移転先における用途 | <選択肢> | | | | |
| 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる | 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | | | |
| 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる本人の数 | 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 | | | | |
| 法令上の根拠 移転先における用途 移転する情報 移転する情報の対象となる 本人の数 移転する情報の対象となる 本人の数 | 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム | | | | |

6.特定個人情報の保管・消去

<墨田区における措置>

・生体認証により入退室管理を行っている室内に設置したサーバー内に保管

·サーバーへのアクセスは、生体認証、IDパスワードによる2段階認証が必要

・申請書等の紙媒体は、施錠可能なキャビネットへ保管

< ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報 セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格 を取得している。

ク ラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

保管場所

< ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 - クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【予防接種】

整理番号/接種名称区分/期回数区分/予防枝番/年度/事業予定連番/接種日/実施時間/会場区分/会場区分その他接種種別区分/ 登録日/負担金区分/接種医療機関番号/接種医療機関番号その他/接種区分/Lot番号/接種量印刷区分/印刷日/発送日/接種補足 区分/予診票再発行フラグ/予診票再発行枚数/予診票再発行日/依頼書印刷区分依頼書印刷日/証明書印刷区分/証明書印刷日/予 診医医療機関番号/予診医医療機関番号その他/予診医番号接種医番号/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医職員番号/接種 医職員枝番/ワクチンメーカー区分/支払対象外フラグ予診番号/警告内容/登録支所区分/抽出キー/印刷連番/抽出時居住区/請求 年月/予診票番号/予診票無効フラグ通知連番/予診票年度/予診理由区分接種医療機関(その他)/予診医医療機関(その他)/任意 負担区分/公害補償区分/特養区分/自己負担区分通知番号

【住民情報】

整理番号/氏名/カナ氏名/生年月日/性別/補記区分/外国人通称名カナ/外国人通称名/世帯番号/続柄/町名称/番地枝番/小枝番/ 郵便番号/集配局/住所/方書/行政区/取消区分/住民となった日/住民でなくなった日/最新異動区分最新異動日/最新異動届出日/

住民異動区分/住民異動日/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書 < 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 > 個人番号/宛名番号/自治体コード/接種券番号/属性情報(氏名、生年月日、性別)/接種状況(実施/未実施)/接種回(1回目/2回目/ 3回目 / 4回目 / 5回目 / 6回目)/接種日/ワクチンメーカー/ロット番号/ワクチン種類()/製品名()/旅券関係情報(旧姓·別姓· 別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)()/証明書ID()/証明書発行年月日() 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

1.特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本情報システムに て入力した情報を、住民情報共通データベースシステム経由で取得する方法に限定されるため、対象 者以外の情報や必要な情報以外を入手することはない。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

転入者本人からの個人番号の入手

当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手 する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号 法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

他市区町村からの個人番号の入手

地口を回すりからい個人留うい人子 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

リスクに対する措置の内容

転出元市区町村からの接種記録の入手

当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において 住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の 接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手する のは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本 人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面 事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防 止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている

課題が残されてい

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >

・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセ スできるように制御している。

入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信 してしまうリスクを防止する。

・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特 定個人情報が送信されることを避ける。

・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してし まうリスクを防止する。

・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

·キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信につい ・イイスク

「オイスク

「オイスク

「オースク

で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不 正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、 送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

| 3.特定個人情報の使用 | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | | | | | |
| リスク | ・健康情報システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐づけは行われないよう制限する。 ・健康情報システムには、保健所業務に関係のない情報は保有しない。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 | | | | | |
| リスク | リスクへの対策は十分か [十分である] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| リスク | 2: 権限のない者(元職 | 銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | | | |
| ユーサ | ず認証の管理 | <選択肢> 「行っている」 (当時では、1)行っている (2)行っていない) | | | | |
| | 具体的な管理方法 | 健康情報システムの利用の際には、個別ID・パスワード及び静脈認証を必要としているため、ログイン権限のない者は健康情報システムを利用できない。 < ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 | | | | |
| その他 | ・端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバーが設定される。 ・端末PCのディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 | | | | | |
| リスク | リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを残して管理している。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録す る際には、以下のようにしている。

- る際には、以下のようにしている。
 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。
 また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。

- また、
 保体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を駅会する場合のみ入手し、使用する。
 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
 ・ 及びよりに使用する。

ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

| 4.特 | 定個人情報ファイル | の取扱いの委託 | [] 委託しない | | | |
|---|--------------------------|---|--|--|--|--|
| リスク | リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | | | | |
| | 契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する | [定めている] <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない | | | |
| | 規定の内容 | 機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の変託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生の報告義務 | | | | |
| | 毛先による特定個人情 イルの適切な取扱いの | <選択肢> [再委託していない] 1)特に力を入れて行] 3)十分に行っていな | うっている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない | | | |
| | 具体的な方法 | | | | | |
| その∉ | 也の措置の内容 | < 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけ当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該ステム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用お、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能にの提供を受ける際の入手に係る保護措置 | 定した「ワクチン接種記録システムの利 確認事項に基づき、ワクチン接種記録シ 子交付機能及びコンビニ交付関連機能 用保守事業者に委託することとする。 な は 足 保保 | | | |
| リスク | への対策は十分か | [十分である] <選択肢 > 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい | | | | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 5.特 | F定個人情報の提供·移! | 医 (委託や情報提供ネットワー | -クシスラ | テムを通じた提供を除く。) | []提供・移転しない | |
|-------------------------|----------------------------|---|-------|---------------------------------------|-------------------|--|
| リスク | リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | | | | |
| 特定個人情報の提供·移転 に関するルール | | [定めている |] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない | |
| | ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法 | ワクチン接種記録システム (VF | RS)のみ | で情報提供を行う。 | | |
| そのイ | 他の措置の内容 | < ワクチン接種記録システムに ワクチン接種記録システムでは 供等の記録」を入手し、記録の | ま、他市 | 区町村への提供の記録を することができる。 | 取得しており、委託業者から「情報提 | |
| リスク | 7への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | | |
| | | | | | | |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置

- < ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >
- ・転出元市区町村への個人番号の提供

当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。

- 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種 記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

| 6.情報提供ネットワーク | システムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | (中間サーバ・ソフトウエアにおける措置> 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになるため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン及びログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(3)中間サーバを利用する職員の | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | < 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 > ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供等は、情報提供ネットワークシステムから情報提供等は、解令内容に対応 | | | | | |

クシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する。

<選択肢>

[リスクへの対策は十分か

十分である

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
 - 2) 十分である
- 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
- < 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 >
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。
- <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- 中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性
- を確保している。 ・中間サーバ・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお ・中間サーバ・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。

| 7.特 | 定個人情報の保管・ | 消去 | | | | | | | |
|---|-------------|--|---|---|--|--|--|---|---|
| リスク | 特定個人情報の漏え | .い·滅 | 失・毀損リス | . 7 | | | | | |
| 事は 周知 | 女発生時手順の策定· | [| 十分に行 | _{うっている} |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って | | る 2) 十分に行ってに | .1る |
| 過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | 1 | | <選択肢> 1) 発生あり | | 2) 発生なし | |
| | その内容 | | | | | | | | |
| | 再発防止策の内容 | | | | | | | | |
| その他の措置の内容 | | 物ワ報規イ・サローはワ報規イ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 的ンニュ取ン代国 的ンニュ取ンイ的領番節シNALコ交交。コ書。スと対接リ得で設内 対接リ得で区域号道スNALコ付付 ロ交 端唇 一記対いる所 一録対いるさーまがくりを イン にします しょう しょうしょう しょうしょう はっしょう はっしょう はっしょう はっしょう はっしょう はいしょう はいまい はいしょう はいりょう はいしょう はいしょく はい | である技術を表現しています。 では、 これの いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ | 特別一を置字 特一・を町処ン情ス己 防報言 防及 ンで基上のでは、正基上のでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きない管る 人群をし管る 人群をしている。 人群をしている。 人群をしている 人群をしている かいしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう かいしょう はいいい しょう かいしょう はいいい しょう かいしょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい はいいい しょう はいいい はいいい はいいい はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい | 情報の かい は で は で は で は で は で は で は で は で は で は | い。ののを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | る。 3ガイドライン、政府であり、情報な取扱い情報な取扱いではない。 ではの適切している。 にいるの。 にいるの機能を備えて容の秘匿及び盗聴防止 の秘匿及び盗聴防止 用回線止する。また、 いきのはいます。 | リード リード リード リード リード リード 関 関 イの 国 る が まま から と り から いっかっ と り シート シート シート シート カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ |
| リスク | への対策は十分か | [| 十分 | である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され | 17113 17113 | 2) 十分である | |
| 特定個 | 固人情報の保管・消去に | おける | その他のリ | スク及びその | リスクに | 対する措置 | | | |
| | | | | | | | | | |

| 8.監査 | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 実施の有無 | []自己点検 []内部監査 []外部監査 | | | | | |
| 9.従業者に対する教育 | 啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | 十分に行っている | | | | | |
| 具体的な方法 | <墨田区における措置> ・特定個人情報の安全管理措置研修の実施、未受講者へのフォロー実施・係研修テキストによる転入・新任職員への研修の実施 〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置> ・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施 〈健康情報システムにおける措置> ・教育事項:健康情報システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修・教育頻度:年間1回程度・教育対象:職員・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 | | | | | |

10.その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

開示請求、問合せ

| 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| 請求先 | 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6191 | | | |
| 請求方法 | 指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 | | | |
| 法令による特別の手続 | | | | |
| 個人情報ファイル簿への不 記載等 | | | | |
| 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | |
| 連絡先 | 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6191 | | | |
| 対応方法 | 問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 | | | |

評価実施手続

| 1.基礎項目評価 | |
|---------------|---|
| 実施日 | 令和4年5月24日 |
| しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる (任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2.国民・住民等からの意見 | 見の聴取 【任意】 |
| 方法 | |
| 実施日·期間 | |
| 主な意見の内容 | |
| 3.第三者点検 【任意】 | |
| 実施日 | |
| 方法 | |
| 結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 令和4年6月16日 | 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム4 システム4 | 追記 | · 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンビニ交付の実施 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 入手方法 | その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)) | その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム) | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2及び同 委託内容 | 型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 | (委託事項2及び同 委託内容共に同一の文章) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所 | 追記 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末 には、申請情報・証明書データを記録しないこと としている。 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | 接種回(1回目/2回目/3回目) | 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) | 事前 | 新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種(4回目)の 実施に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | リスク対策 2.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容 | 転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | 他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | 事前 | VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に伴う変更 |
| 令和4年6月16日 | リスク対策 2.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |

| 令和4年6月16日 | リスク対策 2.特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (略) ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付 の実施に伴う変更 |
|-----------|---|--|---|----|--|
| 令和4年6月16日 | リスク対策 2.特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 追記 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付共通事項)・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書のコンビニ交付 の実施に伴う変更 |

| 令和4年6月16日 | | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) | | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更 |
|-----------|--|--|--|----|--|
| 令和4年6月16日 | リスク対策 7.特定個人情報の保管・消 去 その他の措置の内容 | 追記 | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書のコンビニ交付 の実施に伴う変更 |